

「個人的なもの領域」とは何か

——女性は「主婦」を選択できるか？

吉澤 夏子

1 「別姓」論争における「主婦」

女性が結婚・出産期に労働力市場からどの程度離脱するかを示す指標として頻繁に使われる、年齢階級別労働力率というものがある。日本は欧米に比べ、女性が結婚や出産を機に仕事を辞める割合が際立って高く、それは、この労働力率がM字型カーブを描くことでよく知られている。つまり、十代から二十代前半にかけて働く女性は増え続け、二十代半ばで頂点となり、そこから二十代後半にかけて急速に減り、三十代半ばまで横這い（これをM字型の底を打つという）、子どもの手が離れる三十代後半からまた上昇に転じ四十代後半で一つの頂点を形作り、その後緩やかに下がり続ける^①。

M字型カーブは、日本社会の中で、「女性の幸福は、結

婚して妻となり出産して母となることにある」という神話がまだ生き続けている、ということを意味している。しかし、さすがに近年M字型カーブの底は少しずつ上がってきており、とりわけ若い世代では、結婚で仕事を辞める率は下がり、未婚率は上がるなど、女性の生き方にもようやく多様化の兆しが見えてきた。いわゆる「専業主婦」の画一的な生き方（だけ）が女性の幸福を約束するものではないことを、女性たち自身が、そしてまた社会全体が次第に了解するようになってきたといえる。

このような現代社会の状況の中で、女性たちにとって「主婦」とは何なのかを改めて考える上で恰好の材料を提供してくれたのが、九四年の秋、朝日新聞に掲載された「夫婦別姓」についての林真理子氏のエッセイと、それに^②対して数多く寄せられたという主婦たちの反論である。こ

の「別姓」論争では、「主婦に別姓が必要なのだろうか?」という素朴な疑問と、「主婦にこそ別姓が必要だ」という主張との間の対立が、「主婦」をどのような存在として捉えているか、といういわば主婦に対するイメージの違い(の大きさ)に起因している点が、とりわけ興味深い。

林氏の「主婦にはたして別姓が必要なのだろうか?」という疑問は、「別姓を主張する人間」と「主婦」が、彼女のイメージの中でどうしても結びつかないという点に発する。働き続けることをごく自然に選択し、そうであるがゆえにキャリアの継続という観点から姓を変える不利益を考慮して、やむにやまれず別姓を権利として主張するようになる、これが林氏の「別姓を主張する人間」のイメージである。それはつまり、個人として精神的にも経済的にも自立している人間ということである。別姓が、何よりも個人としてのアイデンティティの問題だとすれば、まず個人として生きていくという自覚と、生きていけるだけの物心両面の自立が、それを主張する人間に要求されることは当然だからだ。

一方林氏にとって「主婦」とはまず、ホテルの朝食ビュッフェで自分の食べるものもロクに決められずまわりの響きを買ひながらそのことにまったく気づかない人々である。ここには、個人としての自覚や自立には程遠いある種の幼児性(社会性のなさ)、が象徴されている。しかし

「主婦」のこうしたイメージは、単に否定的なものとしてだけ捉えられているわけではない。なぜなら、同じ事態は、「夫や子どもの愛情に包まれ、心豊かに暮している」幸福な人々、という確固としたもう一つの「主婦」のイメージにも直接結びつくからである。そして、林氏は結論する、要するに「主婦」とは、「ある種の了解が済んでいる人たち」、「夫の給与で生活する代わりに、家事労働を提供することを自分の意思で選び出した女性たち」である、と。つまり、自立ということを始めから放棄している人々ではないのか、ということである。だから「主婦」が別姓を主張することに、奇妙な違和感を抱かざるをえないのである。

こうした林氏の主張に対して、ある主婦の行った反論は、次のようなものだ。「主婦」とは、夫の姓を押しつけられ、常に「奥さん」とか「嫁さん」とか呼ばれ、「家」に組み入れられ、家事・育児・介護という評価のない無権利状態の労働を強いられているのだ、だから、「個人」としての「私」を取り戻すために「別姓という識別符」を主張するのは自然なことである、と。そして、主婦を「ある種の了解が済んでいる人たち」と位置づけること自体が「性差別」であり、「女が女の足をひっぱっている」ことになるのだ、と。

ここには二つの「主婦」像がはっきりと対峙している。一方に、自分の意思で主婦になることを選択し、夫や子ど

もたちの愛情に包まれて幸せに暮している女性がいる。そして片方には、他人から強制されて嫌々主婦になり、毎日屈辱と忍耐の中で家事労働をしている女性がいる。

2 「選択」か「強制」か

この「別姓」論争における論点の違いは明確である。つまり、「主婦」の立場にある人々が、その今在る位置を自分の責任で選択したのか、それとも他人から強制されたのか、という問題である。ここには、現代社会における「女の状況」をどのように評価するのか、という点について見解の相違がある。

ある主婦の行った反論の背景には、この「女の状況」についてのフェミニズムのまさに正統的な考え方があつた。それはあまりに典型的、あまりに教条的ないわば「フェミニズムの正論」だった。フェミニズムにとつては、女性をある種の選択しかできないように追い込んでいくのが「男社会」の構造そのものである。したがつて、女性には自分の生き方を選択する余地など残されてはいない。結婚して妻になり出産して母になることが女の幸福であるという神話によつて、「主婦」を自分で選んでいくように思わされているが、実は「主婦」になるべく他のすべての選択肢を奪われている、だからそれは「強制」なのだ、というわけである。このいわば「選択という名の強制」というスローガ

ンは、まさにフェミニズムの正統的な戦略の核心を表している。ここには、男性/女性という二元論によつて女性の問題を解決する戦略を組み立てようとする、いわゆる近代主義的な行き方がはっきりと現れている。女性たちは「男社会」から一括して排除された「被害者」であり「女の状況」はすべてその「男社会」から押しつけられたものになさない、と考えることで、「私の不幸」という個人的な出来事を、社会構造の歪みとして理解し問題化しようとするのである。

林氏に反論した主婦は、この「選択という名の強制」というフェミニズムの正論をそのまま展開した。しかし、はたして現代社会において、女性たちは「男社会」の構成に何の関与もしていないのだろうか？ 女性たちはすべてからく「被害者」なのだろうか？ 「私の不幸」はすべて社会のせいなのだろうか？ —— こうした問いに、林氏ならばすべて「否」と答えるだろう。「大正、昭和初期の時代ならともかく、二十代や三十代の女性たちに選択権や拒否権がなかったとは言わせない」、「自分の意思で選択したものを押しむことをせず、たえず不満をつのらせている女性たちを確かに軽蔑しているのである」と林氏は言っている。林氏にとつて、「主婦」とは女性にとつて十分選択可能なある一つの生き方なのである。しかし反論者にとつては、「主婦」とは女性にとつて選択不可能なただ一つの生き方

なのである。

現代社会は、確かに、女性がありあまる豊富な選択肢の中から自由に生き方を選択している、と言いうるほど完璧な男女平等の世の中ではない。男性と比べたら女性の生き方はまだ多様性の幅が狭いといえるかもしれない、現代の日本社会が依然として「男社会」の構造を維持していることは間違いないのだから。しかし、だからといって、女性の生き方のすべてが「強制」である、という主張はあまりにもリアリティに欠けている。そしてフェミニズムは、依然として「選択という名の強制」というスローガンにしがみついているように見える。これは問題である。なぜなら、このスローガンは「女の状況」に対する繊細な感受性を暴力的に否定してしまうからだ。すべてが「強制」という一つの色に塗り潰されて、そこから、「男社会」の不利な状況の中で何とか主体的に自分の生き方を模索し積極的に選びその結果に責任を負おうとする女性たちの、さまざまな方向性のさまざまな色合いが浮かんでくることはないからである。

この「選択」か「強制」かという問題は、言い換えれば、女性は自分の生き方を「個人的なもの」としてどこまで「選択」することができるとか、という原理的な問題である。この原理的な問いに対して、フェミニズムはこれまでずっと「個人的なことはすべて政治的である」というテー

ゼによって応えてきた。つまり、誰かを好きになって性行為をする、結婚する、子どもを産む、離婚する……といった従来個人的・私秘的としか考えられなかった関係性を徹底的に社会的な文脈で捉えることで、その中に潜む「政治性」——支配・服従の関係性——を暴露し、そうした関係性の中でただ個人的に耐えるしかなかった悲惨を、社会的な問題として告発する道を開いたのである。たとえば、伝統的な社会では、夫の暴力に苦しむ妻は、たまたま女を殴るようなどうしようもない男と結婚してしまったのだから、個人的に我が身の不幸を嘆くしかなかった。しかし、近代の思想としてのフェミニズムは、もし夫が妻を殴るなら、それはその夫と妻の個人的な関係性の中に、男性を優位に女性を劣位に位置づける社会構造上の権力関係がそのまま浸透しているのであり、その夫はまさにその権力関係における優位を一つ一つの個人的な関係の中で確認するためにこそ妻を殴らざるを得ないのだ、ということを明らかにした。それはまさしく政治的な関係であり、夫や妻の個人的な属性に還元できるものではない、というのである。

こうした考え方が、たった一人の孤独な闘いを強いられ、ている女性たちに、どれほど多くの勇氣や未来への希望を与えることができるか、想像に難くない。それは、女性の抱えている問題を個人的ではなく、あくまで社会的に解決するように要請するのだから。こうして、たとえば夫の

妻への暴力、子どもの虐待、レイプなどの現象が、性質や育ちなどの個人的な属性からだけでなく、社会構造上の問題との関連でも捉えられるようになったのである。

確かに、個人的な出来事に見えるものが個人の力ではどうすることもできない社会構造の桎梏に掬めとられていること、それは事の真実の一つの側面であろう。その意味で、「個人的なことはすべて政治的である」というテーゼの画期的な意義は否定できない。しかしそれはあくまで一つの側面にすぎないのだ。もし、このテーゼのもつインプリケーションをどこまでも追いかけていくなら、最終的にわれわれは、「個人的なものの領域」と呼びうるような空間が「すべて」粉砕されてしまう地点まで到達するだろう。これが、「個人的なことはすべて政治的」というテーゼの中に含まれる「すべて」という言葉のもつ意味でもある。もちろんこうしたフェミニズムの正統的な考え方や戦略が、現代社会においても、依然として多くの女性たちをその個人的な苦境から救う力となっていることも事実である。しかしまた、「別姓」論争の林氏の発言に集約して現れているように、現在自分が巻き込まれて在るしかない「女の状況」をあくまで「個人的なものの領域」として、すなわち自らの選択の結果として受けとめ、それに対して責任を負おうとする——負うべきだ——と考える女性たちもすでに多く存在しているに違いない。問題は、こうした女性た

ちに、ある主婦が展開したような「フェミニズムの正論」はもはや何のインパクトも与えない、それどころか嫌悪感さえ抱かせる、ということである。これこそフェミニズムが直面している「困難」にほかならない。女性たちの間にも微妙ではあるがけっして無視することのできない差異がさまざまな形で現れてくるようになり、男性に対して女性はずべて同質で一色であるという男性／女性の硬直した二元論に依拠するフェミニズムの行き方では、そうした差異を捉えることができなくなってきたのである。「主婦」を女性の一つの生き方として「選択」可能であるとみなす女性たちを、もし「フェミニズムの正論」が性差別者として断罪せざるをえないのだとすれば、その「正論」の正統性・正当性はすでに相当疑わしいものになっている、といわざるをえないだろう。

女性たちは、事実、自分の生き方を自分自身で「選択」している、といいうる状況に置かれている。選択肢が一つでない限り——少なくとも二つ以上の選択肢が存在するなら——、端的に「強制」という状態はありえない。それは原理的に「自由な選択」でしかないのである。

3 「個人的なものの領域」とは何か

女性の生き方は、すでに述べたように、多様化してきている。「女の幸福」についての神話はまだ生き続けている

とはいえ、それに従って、女性たちが一斉に画一的な人生を選択する、という時代ではなくなった。それはつまり、適齢期の幅が少しずつ拡がり、いつ結婚し出産するのか、仕事をもつかもたないか、あるいは仕事をいつ中断しいつ復帰するのかは、それぞれの女性がそのつど選択するものになった、ということを意味している。女性が一生結婚せず仕事をしていても、結婚して子どもをもたないという選択をしても、あるいは未婚の母になろうが、婚姻届けを出さず同棲生活をしようが、別居結婚をしようが……、とにかくどのような選択をしたとしても（そしてそれが依然として少数派であり社会的に多少の生きにくさを伴ったとしても）、そのことが、従来の伝統的な社会におけるほどはつきりと「逸脱者」（つまり「はみ出し者」や「日陰者」）のレッテルを貼られることはなくなったといえるだろう。

このような現代社会の状況を背景にして、はじめて、林氏のように「主婦」という存在を女性の主体的な選択の結果として積極的に位置づけようとする視点が、ある女性たちの確かな実感を代表するものとなりうる。しかしまた、女性の多様化という現象そのものが依然として男性優位の性差別的な社会構造に規定されたものである（つまり、自由な選択ではあっても、その自由な選択の幅が男性とまだ同等ではない、不利である）というもう一つの現代社会の

状況を背景にして、ある主婦の反論のように「主婦」を選択不可能な強いられた存在として位置づけようとする視点も、まだある女性たちの間で有効性をもちうるのである。

そしてここでは、こうした状況——つまり、女性たちは今原理的には「主婦」を十分選択できる位置に置かれているのに、それでもなお「主婦であること」を強制であるかのように感じてしまうことがあるということ——を「個人的なもの領域」との関連で確認したうえで、なお「主婦」を強制されたものとして捉える視点に含まれる問題性を指摘したい。

まず、「個人的なもの領域」とはどのようなものか、その固有性はどこにあるのか、簡単に述べておこう。ここではまず「個人的」ということがいったい何を意味するのか、が問題である。「個人的なもの」はすべて政治的だということ場合、そこで否定されているのは、人間と人間の関係性における、いわば濃淡・親疎といったものである。すべてが社会的であるということとは、すべての人々が相互に均質な関係性の内にあるということである。それは、すべての人が、権利において、すなわち近代的個人としては、あらゆる意味で平等であるということ、ある人にとって、ある人だけが、何か特別な意味を帯びて立ち現れることがあってはいけない、ということなのだ。だとすれば、逆に、「個人的」ということばは、まさに「特別な人」との「特

別な關係」をこそ指し示すものとなるだろう。つまり、「個人的なものの領域」とは、ある人を「特別な人」として選り取り、その人と特別で親密な關係を結びたいと欲していたが、一つ一つの關係性を積み上げていく場である。それはしたがって、もっとも広い意味での性愛關係を基盤にして、いるといえる。「特別な人」を特別な人たらしめるのは、まさにある人を他の無数の人々と「区別」する——「区別」したいと欲する——何かしらの感情であり、それは性愛關係への志向を含んでいるからである。こうした「区別」がないところに、おそらく「個人的なものの領域」は成立しないだろう。^⑥

しかしそうだとすれば、この「区別」——ある人を「特別な人」として区別すること——によって成り立つ「個人的なものの領域」においては、そこで切り結ばれる關係性は、その關係性を担っている一人一人が一個の個人として識別される必要がないほど、緊密で特別な意味あいを帯びているので、その關係性自体が一人の個人として一つの權利を享受する「主体」であるかのように現れることもある。ある意味で、そこは、社会的な關係性において誰でもが享受しうる權利の平等という概念自体が、究極的には拒絶されうるような場なのである。夫婦の關係性は、このような意味で「個人的なものの領域」に属しているのではないか。そして、そうした關係性は時として、「平等性の彼岸」の

ようなものを形成することもあるのだ。^⑦このことはまた、諸刃の劍のようなものだともいえる。つまり、夫婦をいけば一心同体とみなすようなこうした考え方が、女性の地位を貶め、妻を夫に従属させ、その個人としての尊嚴を奪うものだ、とみなされうるからである。

ここには、何か奇妙な逆転がある。そもそも、「個人的なものの領域」は「特別な人」との「特別な關係」を欲望することから始まるのであった。その核心には端的に「愛の關係」と呼べるものがある。「愛の關係」は十分に個人として独立した二個人の人格が、その全人格のすべてを賭けようとするものがなければ成立しない。「私」と「あなた」の個としての独立と尊嚴があつて、はじめて私があなたに飲み込まれるか、あなたが私を飲み込んでしまふかという緊張關係が生まれ、そこから、二人が一体化する「至福の瞬間」が訪れる。二人であつて一人である、二人が一つになる、という瞬間はまさにこの「至福の瞬間」、愛の成就の瞬間でもある。^⑧「個人的なものの領域」がこうした「愛の關係」を享受する場であるとすれば、夫婦が一心同体だとみなされることに、何の不滿があるうか、ということになるはずだ。しかし、一方では、夫婦を一心同体とみなすことこそ性差別の実態だとみなされているようでもある。同じ一つの事態が、二つのまったく正反対の見解の根拠として提出されている。

「主婦」が選択可能であるにもかかわらず、なぜそれを「強制」だと感じてしまう人々がいるのか。その答えは簡単である。彼女たちにとって、「個人的なものの領域」を形成するそもその出発点を画すはずの「特別な人」が、必ずしも特別ではない、というだけのことである。つまり「愛の關係」を享受することなく、「個人的なものの領域」として了解されている夫婦關係を営んでいるとすれば、そのような「一心同体」を前提とする夫婦關係など疎ましく、「強制」だと感じられても無理はない、ということなのである。

4 「自由な選択」の重み

「主婦」を「強制」されたものだと言張することの誤謬は、それが原理的には「強制」ではないという論理上の単純な誤りである以上に、そう主張する人々の、言ってみれば本末転倒した考え方の中にこそある。夫婦關係をどうするかは、明らかに、個人の選択の問題であり、その意味で「個人的なものの領域」に属している。だから、夫婦關係の始まりは、それがどのようなものであってもとにかく自ら誰かを「特別な人」として選んだというところにあるはずである。その選択はもう完了しているのだ。確かに、この「男社会」の中では、女性の選択は男性の選択に比べて厳しい面があることは否定できない。だからもしかした

ら、「結婚する」という選択は、不利な選択肢（たとえば、結婚しないで働く）を避けて、有利な選択肢を選んだ、ということなのかもしれない。本当は結婚したくなかった、本当はもっと他にやりたいことがあった、ずっと仕事を続けたかった、あるいは、仕事を辞めたくてあまり気が進まなかったが結婚した、あるいは……、きっと千差万別の理由がある。しかし、とにかく、それを選んだのは自分自身なのだ。それしか選択肢がなかったわけではない。どうしてもそうしなくても、どちらでもよかったのだ。どちらを選ぶことも可能だったのだ。でも、とにかく「結婚することを選んだ。それは自分自身の「選択」だったのだ。だとすれば、その選択の結果に何か問題が発見されたとすれば、それは、他ならぬ自分自身の責任である。誰のせいでもないはずである。それがなぜ簡単に「男が悪い」「社会が悪い」ということになるのか、これほど不思議なことにはない。さらに、もし結婚生活がそれほど苦痛であり屈辱に満ちたものであるなら、それを「辞める」という選択が直ちに浮上してくるはずである。なぜその「選択」と向き合うことができないのか、これもまた不思議なことである。つまり、「結婚する」ことも「結婚を辞める」ことも、どちらにしても、自分の選択の結果として受けとめるという覚悟が欠けているのだ。それは、要するに「主体性」の欠如というものである。「結婚する」ことを選んだのは、

いっただいなぜか、それは、その選択肢が社会の中で相対的に有利だとみなされているからなのだ。「結婚を辞める」ことを選べないのもまったく同じ理由である。「結婚していること」がさまざまな女性の生き方の中で、比較的有利な選択肢として社会的に認知されているということ、そのことが、女性たちにまさにその有利な選択肢を選択させ続けることになる。そしてこのことを女性たちが「強制」だと感じている、ということなのだ。しかし、当然のことながら、たとえ不利な状況に陥ることになったとしても——結婚せずに仕事を続けること、あるいは離婚して仕事を探し一人で（あるいは子どもを抱えて）生きていくこと——、敢えてそれを選択することは可能だったのだ。それをしなかったのは「その方が楽な生き方ができるだろう、楽な生き方をしたいわね」というまさに自分の欲望に基づいて選択を行ったからなのだ。このことを決して忘れてはいけないだろう。

もし、不利な選択肢を敢えて選んだ女性たちが、自分たちの苦境を訴え「男社会」の性差別体制を告発するならば、その言動に説得力を感じることもあろう。しかし、「主婦」という有利な選択肢を自ら選んだ女性たちが、「主婦」の地位に居続けながら、男性優位の社会構造の差別性を告発する、ということには、どうしても奇妙な感覚を抱かざるを得ない。なぜなら、「主婦」の地位に不平不満を募らせ

屈辱と忍耐のうちに生きていながら、けっしてその地位を手放さないということ自体が、男性優位の社会構造を強く支持し維持しようとしている人々と、少なくとも同じ程度には、その差別的な構造の生成に加担していることを意味するからである。

彼女たちは、そもそも「個人的なものの領域」の形成の最初の階段を踏み外しているのである。「特別な人」を自分の意思で選ぶことができなかったのだから。つまり「個人的なものの領域」の形成は、現代社会では、個人の選択の問題として現れている。それは初めから、男性も女性もさまざまな意味で自立した「個人」であることを前提としているのである。だからこそ「愛の関係を」その基軸に据えることも可能になるのだから。自分の意思で選択するという「主体性」に欠けていれば、当然「愛の関係」に入ること、本当の意味で「個人的なものの領域」への志向性をもつこともできないだろう。そこから、「主婦」を「強制」と感じる傾向も生まれるのである。

こうした議論は、ともすれば、恋愛結婚イデオロギーに呪縛され「愛の関係を」絶対視している結果にすぎない、という批判を浴びがちである。「愛の関係」など仮象であり、同一化の幻想など瞬間的なものにすぎないではないか、と。確かに、「愛の関係」の経験自体がある矛盾を孕んでいる——二つでありながら一つという経験自体が「主体性

の逆説」にほかならない——のだから、夫婦関係は「二心二体」という現実Ⅱ日常をほとんど生きることになる、といつてもいいかもしれない。しかし、「愛の関係」がイデオロギーかどうかなどどちらでもよいことである。

ここで問題なのは、端的な事実として、「個人的なものの領域」が志向される時、それは「特別な人」との特別な関係を欲望するといういわば「情緒」（ここで愛の関係とよんだもの）を基盤にしており、それが「選択」の問題として立ち現れている、ということなのだ。「特別な人」だから、つまり「好きだから」「愛しているから」すべてが許されるはずだ——好きならば、家事であろうと何であろうと喜んでするはずで、それを屈辱や忍耐だとしか思えないのは、要するに好きではないからだ——という議論をしているわけでない。もちろん、われわれはほとんどそのように考えてはいる。しかし、たとえ「特別な人」のためであろうと、家事を苦痛に感じる瞬間があるとか、性別役割分業の規範をふと疎ましく思う瞬間がある、という事実を否定することはできない。なぜなら、何度も強調しているように、女性たちの選択が、依然として不利な状況の下に置かれていることを、われわれは十分に認識しているからである。性別役割分業の規範から完全に自由な人間など存在しない。それが「男社会」、性差別的な社会構造が現在存在していることの反映なのだから。だから、ここで問

題なのは、あくまで、夫婦関係——「主婦」という位置、「個人的なものの領域」——をどの程度「主体的」に、自分の意思で「選択」したと認識しているのか、ということに尽きるのだ。「特別な人」を主体的に選んだという自覚があれば、たとえ家事を苦痛に感じる瞬間があっても、それを自分の選択の結果として受けとめることができるだろう、またもしその選択を失敗だと認識すれば、別の選択の可能性を探ろうとすることもできるだろう、ということなのだ。「主婦」の位置を自ら選択しながら、それを憎悪し、しかもそこからけつして立ち去ることがない——そういう女性たちは、自らの生き方を「強制」するこの社会を告発しながら、主体的に「主婦」を選択しその位置にあることを心から享受している女性たちよりもずっと強力に、この男性優位の性差別的な社会構造（「差異の構図」）を生成し再生産し続ける、いわば「男社会」の戦力と化しているのである。^⑩

注

(1) 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』（一九九一年、有斐閣）、九二頁。日本は依然としてはっきりしたM字型カーブを描いていて、欧米（スウェーデン、アメリカ、フランス、旧西ドイツ）に比べて性別役割分業の規範（意識）が強いことを示している。

(2) 一九九四年、九月十一日・二十五日『朝日新聞』朝刊に掲載された、林真理子氏のエッセイ「猫と時間」と、「声」の欄に寄せられたある主婦の反論をここでは資料として取り上げることにする。

(3) 一九九四年七月に公表された「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」では、夫婦別氏制の導入と、いわゆる「破綻主義」の採用——五年間継続別居の離婚原因への付加——がいわば相即している。つまり、女性を何よりも精神的に自立した存在として認めようという方向に進んでいるのである。

「破綻主義」を採るといことは、夫婦関係は、愛情に基づいてお互いを主体的に「選択」しあう関係だ、とみなしていることになる。まさに「愛の関係」を基盤においた「個人的なもの領域」として夫婦関係を捉えているのである。

(4) そもそも林氏の最初のエッセイのタイトルは「選択」であった。ここに重要な論点が隠されていることは明らかである。

(5) フェミニズムが現代社会の中で直面している「困難」は、近代の思想としてのフェミニズムが、常に男性／女性の二元論——女性というカテゴリーに属する人々がすべて利害を共にして、男性全体と敵対しているという図式——に基づいて戦略を組み立てざるをえないということ、そしてその戦略を近代の変容としての現代社会にそのまま適用しても、もはや人々（とりわけ女性たち）の間の微妙な利害関係を把握

することができないということ、にある。詳しくは、吉澤夏子『フェミニズムの困難』（勁草書房、一九九三年）を参照。

(6) 「個人的なもの領域」という概念については、吉澤夏子「〈家族〉の近未来——近代社会の変容と家族」（『日本女子大学人間社会学部紀要（5）』、一九九五年）を参照。ここでは、〈家族〉を「個人的なもの領域」として位置づけることによって、現代社会における家族が「趣味としての家族」と呼ぶような様相を呈し始めていることが論じられている。

(7) たとえば、夫婦の間で、通常ならば犯罪になるようなことが行われていたとしても（互いの身体を傷つけあうことで快楽を得ている、など）、それが二人の自由な意思による選択の結果であるならば、他人がそれを告発することはできない（少なくとも躊躇われる）ということ、あるいは、刑事事件の犯人をもし家族や親族が匿ったとしても、それは罪にはなるが刑罰は課せられない場合がある、といったことなど、「個人的なもの領域」がある特異な空間を形成し、それが社会的にある程度認知されていることの例となろう。

(8) クリステヴァによれば、愛は、私と他者との境界が消え失せるある眩惑状態であり、その時主体は、「みずから消滅する地点で存在の絶頂をきわめるといふ主体性の逆説」に直面するという（西川直子『白』の回帰——愛／テキスト／女性」、新曜社、一九八七年、参照）。

(9) 落合恵美子は、若い世代の女性たちへのメッセージとして、

「これからの時代、思秋期におちいる女性がいたなら、彼女は愚かだということです」、「主婦になるなどはいけません」、しかし「確かなのは、選択の責任を取らされるのは結局将来の自分自身なのだということですよ」と述べている。つまり、「主婦」はもはや個人の選択の問題であって、その選択の結果を自らの責任において引き受けなければならない、とはっきり言っているのだ。「主婦」を「強制」だと言って不平不満をつのらせている女性たちは、落合に言わせれば、明らかに「愚かだ」ということになるだろう。落合恵美子『21世家族へ』（有斐閣選書、一九九四年）参照。

(10) ここまで厳密に考えてくれば、「別姓」論争において、林氏が抱いた「主婦」のイメージ、自分で自分の食べるものも選べない、ある種の幼児性（社会性のなさ）を示すという女性たちは、「主婦」を強いられたものとしか捉えられない女性たちと、ある意味で大差がないともいえる。両者の違いは、さしあたって満足のいく夫婦関係を今送っているかないかないか、という偶然的いわば「運」の違いにしかすぎないかもしれないからだ。もしここで議論したように、「特別な人」との「特別な関係」を主体的に選択した女性ならば、個人として十分に自立しているはずだから、こうした幼児性（社会性のなさ）を示すことはないはずである。したがって、「別姓を主張する人間」には、「愛の関係」を主体的に選びその結果に責任を持ちうる自立した女性と、そうした選択にけっして

係わることのできない女性であるがゆえに、社会に責任を転嫁して「ファンタジー」として別姓を求めてしまう女性の二種類がいるということになる。林氏は後者の「主婦」像にだけ照準したといえるだろう。

（よしざわ・なつこ・日本女子大学・社会学／女性学）
*一九九四年一月二日「総合科目・女性論」での講演をもとに寄稿いただきました。